

物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1人につき 2万円を 1回限りで支給します！

■はじめに

この案内が送付された方のうち「1」に該当する方は、**申請が必要**です。

令和8年3月31日（火）【必着】までに申請書を郵送するか、子育て支援課窓口で申請をしてください。

豊橋市

子育て
世帯

- ①手当のご案内を送付します。
- ②申請書に必要事項を記載し、申請書を郵送もしくは子育て支援課窓口で申請をしてください。
公務員の方の申請には、所属庁の証明が必要です。
申請書の様式は、豊橋市ホームページからダウンロードもしくは子育て支援課へお問い合わせください。
- ③申請書で指定された口座へ振り込みます。

1. 申請が必要な支給対象者

次に記載する方は申請が必要になります。

- (1) 令和7年9月30日時点（基準日）において、**豊橋市**に住民登録をされている**公務員**で、**所属庁**から令和7年9月分（9月に出生した児童については10月分）の児童手当の支給を受けた方
- (2) **豊橋市**に住民登録をされている**公務員**で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当の支給を受けるようになった方
- (3) 配偶者からの暴力を理由とした避難や離婚等により、令和7年10月1日以降に、**豊橋市**から児童手当の支給を受けるようになった方

※配偶者からの暴力を理由として避難されている方は、配偶者が既に本手当を受給している場合は受給できません。

2. 支給額

児童 1人につき **2万円**（1回限り）です。

3. 申請方法

以下の必要書類を、同封の返信用封筒にて郵送又は子育て支援課窓口へ提出してください。※窓口の混雑を回避するため、郵送でのご提出にご協力ください。

- (1) 申請書（公務員の場合は、必ず**所属庁の証明**が必要です。）
- (2) 申請者名義の振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー

4. 申請期限

令和8年3月31日（火）【必着】

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. 支給時期

申請内容を審査し、決定後、順次支給します。（2月下旬以降順次）

振込前に支給のお知らせを申請者あてに送付します。お知らせで振込予定日をご確認ください。

6. 支給方法

申請書で指定された口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月末までに必ず子育て支援課までご連絡ください。

7. その他

■ 引っ越した場合はどうなりますか？

令和7年9月30日時点で住民登録がある市町村（特別区含む）へ申請してください。ご不明な点があれば、お問い合わせください。

■ 児童手当受給者が豊橋市外で単身赴任している場合、手続きが必要ですか？

市町村により手続き方法が異なりますので、9月分の児童手当を受給している市町村へお問い合わせください。

■ 児童手当の未申請により、令和7年9月分の児童手当の支給対象外となる場合は、本手当を受給できますか？

申請により令和7年9月30日時点で本手当制度の支給要件に該当すると判断できれば、支給対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

■ DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、本手当の支給を受けることができる可能性がありますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。

お問い合わせ先（豊橋市役所）

豊橋市役所子育て支援課（東館2階⑩窓口）

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話：0532-51-3161

（受付時間：平日8:30～17:15）

<市ホームページはこちら↓>



お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）

<ポルトガル語、英語、タガログ語の翻訳はこちら↓>



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに豊橋市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに豊橋市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。